



「せつかく広くした道路も、不法駐車でせまい道に逆もどり。不法駐車は交通渋滞をおこし、事故の原因になります。おたがいに交通ルールを守ろうではありませんかー。」

わたしの交通日記



富士市交通安全指導員
安藤亀久夫（中比奈2）

○月○日 新入学児童のいきいきとした顔が見られるようになつた。元気に登校する小学校3年の太田君に「交通安全でなんだろう」と聞いてみた。「規則を守つて正しい歩行」とまつたくうれしい答えだつた。

○月○日 道路にいろいろな障害物が置いてある。店先にはみだしている商品。スクラップ車。不法駐車。おたがいに道路を広く使うように気をつけたいものだ。

○月○日 交通事故が年々多くなつているが安全施設はどうだろうか。さいきん、だいぶ整備されてきたようだけど、まだまだ十分とはいえない。市も安全対策にもつと力を入れてほしい。

○月○日 自動車の増加に道路整備がおいつかない。そのうえ狭い道路に、青空駐車がいっぱい。事故の原因になるばかりでなく、火災が発生したとき消火活動の障害になるので、青空駐車はやめてほしい。

○月○日 横断歩道は歩行者を保護するためにある。すぐそばに横断歩道があるのに、近道だからといって横着をしないで、必ず横断歩道を渡るようにしよう。

○月○日 だれでも交通事故を起さないように交通法令を守る。ところがある交差点で、赤いワンピースのお嬢さんが正面の信号が赤になっているのにもかかわらず、平然と道路を横断してしまつた。お寒いことだ。

大気汚染を防ぐ 市の基本方針

- ①使用重油の低イオウ化
- ②高煙突化など施設改善

市は既存の産業公害のうち、大気汚染を防止するため「年次別減少計画」の基本方針を定めました。この基本方針は、汚染物質の除去（燃料の低イオウ化など）

と、汚染物質の大気拡散希少化（高煙突化などの施設改善）を2本の柱にしています。それでは大気汚染防止の基本方針の概要をみてみましょう。

さいきん、大気汚染防止法や騒音規制法など、公害を防止して市民の健康を守るために法律があいついで施行されました。富士市では、こうした関連法をもとに、このほど、既存公害のうち大気汚染防止の基本方針=年次別減少計画=を策定しました。

大気汚染防止の基本が、イオウ分の除去と拡散希少化の2つの方法とされているので、①汚染物質の除去（燃料の低イオウ化）②汚染物質の大気拡散希少化（高煙突化などの施設改善）を2本の柱に、きびしい行政指導をしていきます

イオウの含有率を 毎年0.1%減少

まず使用重油のイオウ含有率の減少についてです。市内ではばい煙発生施設のある144工場の実態調査を行なったところ1日の重油使用量が約2,300キロル（43年10月調べ）でした。

このうち大口需要の13社15工場で約72%にあたる1,600キロルを使用しています。また、15工場の使用燃料のイオウ分平均値は約3.0%です。したがって、大気汚染を防止するためには、大口需要の15工場のイオウ分を減少させるのがもつとも有効な方法です。

そこで、各企業に年次別の低イオウ化計画を示し、行政指導を行なっていくことにしました。大口需要工場の減少数値は、毎年度最少限0.1%とし、昭和51年には1.9%にします。=別表=

環境基準の目標は 0.02 PPM

つぎは設備改善、高煙突化による汚染物質の大気拡散希少化対策です。大気汚染防止法では、各施設から排出されるイオウ酸化物の量を、高煙突化することによって地域汚染を規制します。

そこで富士市内の煙源施設について調査してみました。これによると重油の使用量が1日12キロル以上の30工場のうち14工場の施設が不合格と推測されました

また市内には大小約180本の煙突があります。このうち約100本が25m以下であり、なかには建物より低い9mという煙突もあります。このため、排出ガスの拡散効果はきわめて悪く、局地的な汚染を出現させる原因となっています。そのうえ気象条件によつては高い濃度の汚染が短時間みられます。

このように、拡散希少化の効果はまったく考慮されていないのが現状です。したがつて、施設の改善、高煙突化による拡散希少化の効果は、既存の大気汚染を減少させる有効な手段として考えられます。

具体的には、大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設の届出」により、発生源を把握して、地上濃度の分布を調べます。これを電子計算機によつて拡散計算を行ない、企業別に年次別公害防止計画をつくり、施設改善の行政指導を行なつています。

なお設備改善、高煙突化は、各企業の技術的あるいは経済的に可能な範囲内で実施していきます。

基本方針によると、大気汚染防止法による排出基準は地上濃度0.045 PPM以下ですが、富士市の長期計画では地上濃度を0.020 PPM以下を目指します。

使用燃料の年次別減少計画

年次別	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
燃 料 イオウ含有率	3.0%	2.8	2.7	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1	1.9
推定消費量	2,300Kℓ/日	2,700Kℓ/日	2,800Kℓ/日	3,200Kℓ/日					
亜硫酸ガス量	132トン	130トン	128トン	122トン					

*推定重油消費量の算定基礎=第7次総合開発計画の工業出荷額および設備投資額をスライドして計算しました。

市は、大昭和製紙本社鈴川工場と三興製紙富士工場の2社と、4月24日、公害防止協定書を取りかわしました。この協定は「既存公害の防止計画」にもとづくもので、低イオウ重油の使用、高煙突化、騒音防止、臭気防止を対象としています。

こんどの協定は、公害防止計画（施設改善の完成期日）、施設が完成したときの点検、防止施設を運転するときの義務および報告、環境の美化、被害をだしたときの措置などについて、取り決めを行ないました。

具体的な公害防止計画は次のとおりです。

大昭和製紙本社鈴川工場

大昭和製紙との協定は、第1次既存公害防止協定です。第1次協定では①亜硫酸ガスの減少、②ぼうしよう粉じんの飛散を防ぐ、③新煙突の設置、④アルカリミストの飛散を防ぐ、⑤既存の回収ボイラー近くの騒音防止の5項目を取りあげています。

なお、臭気対策、7号抄紙機の騒音対策、排水対策については、第2次防止計画をたて協定を取りかわします。

■亜硫酸ガスの減少

今まで使用している重油は、イオウ含有率が2.9%から3.1%です。これを本年4月から少しづつ低イオウ分の重油に切り換え、44年7月から2.5%以下の中油にします。昭和46年以降は市が実施するイオウ分低減計画に積極的な協力をすることになっています。

なお、亜硫酸ガス対策については富士工場、吉永工場にも実施し、7月から3工場ともイオウ分2.5%以下の中油になります。

公害豆辞典

- ・芒硝(ぼうしよう)=黒液をボイラーで燃焼するとき発生する粉じんで主成分は硫酸ナトリウム。トタンなど鉄類を腐蝕させます。
- ・アルカリミスト=クラフトパルプを製造するときに使用するアルカリが排気ガスとともに排出されるアルカリ分の微粒物。排出される濃度にもよるけれど、鉄類を腐蝕させます。

公害防止の協定結ぶ

大昭和製紙、三興製紙と

ます。

■ぼうしようの飛散防止

効率の悪い施設を廃止して、新しく回収ボイラーを設置します。この新設ボイラーは、第2集じん装置を加えたもので、現在のぼうしようの排出量を半分に規制します。なお、それでもぼうしようによつて住民の生活に支障をきたすと認めるときは第3次集じん装置を検討し、設置することになっています。新設回収ボイラーの完成は来年7月です。

■煙突の新設

高さ101メートルの集合型煙突を、来年3月までに新設します。これによつて、イオウ酸化物の排出量は、大気汚染防止法の計算によると0.00075PPMになります。

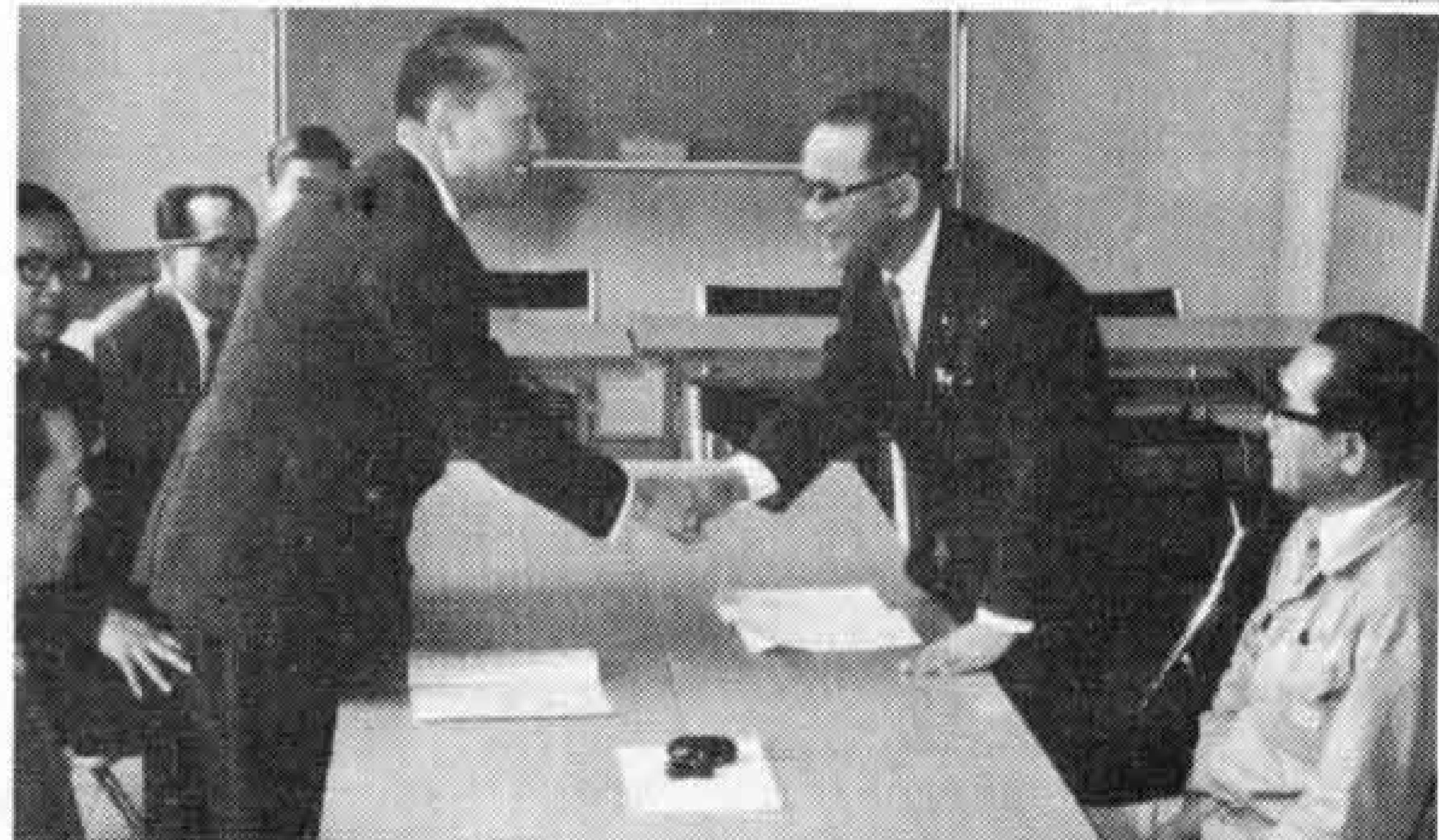
■アルカリミストの飛散防止

アルカリミストは、付近の住家に飛散した粉じんを分析したところ、ぼうしよう以外にアルカリ分が多いことがわかりました。原因を調査したところ、薬品を回収するときの排気ガスに含まれていることがわかりました。このため、各施設に捕集器を設置し、現在の半分の排出量に規制します。

■騒音対策

第1次協定では、旧施設（ボイラー音を含む）を対象に行ないます。しや音の効果については、科学的な実測を行ないながら、しや音壁や倉庫の新設などによつて効果をあげていきます。

以上の5点を20項目にわけて協定を取りかわしました。この第1次公害防止計画が完工するのは昭和45年7月31日になつています。



【上=協定書に調印する斎藤市長と大昭和製紙斎藤常務。
下=調印を終わり富士市長と握手する三興製紙石川工場
長代理。】

三興製紙富士工場

三興製紙とは、騒音対策、臭気対策について協定を結びました。

■騒音対策

抄紙機の騒音対策として、44年5月5日までに吸音材による防音壁をつくります。トラムバーカー、チツパーの騒音対策は設備を44年9月30日までに市外へ移設します。なお、移設できないときは9月30日で運転を中止させます。

チツパー風送パイプはパイプの長さを20メートルから10メートルに縮め、吸音材で2重巻きにします。工事完成は44年5月5日です。

■臭気対策

地球がまの排気ガスは、今まで大気放出方式で処理してきましたが、これを中止して水中ブローオ方式にし、排水でこれを処理します。この工事は44年6月30日までに完成します。

騒音も6月から規制

工場と建設工事音が対象

「なければよいと思う音」「不必要的音」これが「騒音」です

この騒音を防止するため、昨年12月1日に騒音規制法が施行さ

れました。この法律の適用をうけるのは、県内では富士市をは

じめ人口10万人以上の5市です。法の施行にともない区域の指

定を行ない、5月中に公示され、6月1日から実施されます。

騒音は、何らかの形で人間に肉体的あるいは心理的に好ましくない影響を与える「音」のことです。この「音」を規制して、市民生活を守りあわせて産業の健全な育成をはかるため騒音規制法が施行されるものです。こんど施行される騒音規制法の対象になる音は、工場騒音と建設工事騒音です。

さいきん、騒音公害が全国的に問題になっています。もちろん富士市でも例外でなく、公害に関する苦情のうち騒音に対するものが約4割を占めています。ちなみに、昨年1年間に市公害課で受け付けた苦情は119件で、このうち騒音に関するものが45件です。そのほかは排水に関するもの27件、臭気に対するもの18件の順になっています。

それでは騒音規制法のあらましをご説明しましょう。

騒音規制法を施行するにあたり、まず指定地域と規制基準が定められます。

指定地域は、昭和40年7月に指定した用途地域をもとに行ないます。対象面積は市域の約28%にあたる6.085haです。この指定区域は第1種区域から第4種区域にわけられます。

第1種区域は、とくに環境のよい住宅地域で、広見町のように大規模な住宅団地が該当します。第2種区域は、都市計画法にもとづく用途地域の住宅地域、準工業地域がこれに該当します。第3種区域は、用途地域の商業地域、準工業地域がこれに該当します。第4種区域は工業地域が対象で、著しい騒音の発生を防ぐ必要のある地域です。

この指定された区域に対して騒音の規制基準=別表=が定められます。

なお、第1種区域、第2種区域の規制数値は、生活環境を保護するため、さらに検討をしていくことになっています。

指定地域のなかには約350工場がある

プラント

■穀物用製粉機

■木材加工機械

ドラムバーカー、チッパー、碎木機、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤

■抄紙機

■印刷機械

■合成樹脂用射出成型機

■鋳型造型機

このほか、建設工事騒音の規制があります。建設工事騒音は、特定の建設作業を行なう場合に発生する音を規制するものです。

指定地域のうち、この規制の対象になる地域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域の住居が密集している地域ですなお第1種区域から第3種区域のうちで住居の密集していないところ、あるいは第4種区域でも、学校、保育所、図書館、病院、老人ホームの敷地から80m以内で特定作業を行なうときは規制の対象になります。

特定作業を行なう場合は市に届け出をするとともに、規制基準を守らなければなりません。届け出の必要な特定建設作業は、くい打機、びよう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、空気圧縮機、コンクリートプラントです。

と推定されていますが、この工場、事業所がだす「工場騒音」を規制するわけです。ですから、指定地域内の工場、事業所で次の機械を設置してあるところは、別表の規制基準をまもらなければなりません。

■金属加工機械

圧延機械、製管機械、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、ブラスト、タンブラー

■空気圧延機および送風機

■土石、鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい、分級機

■建設用資材製造機械

コンクリートプラント、アスファルト

住宅地域は 昼間で50~55ホン

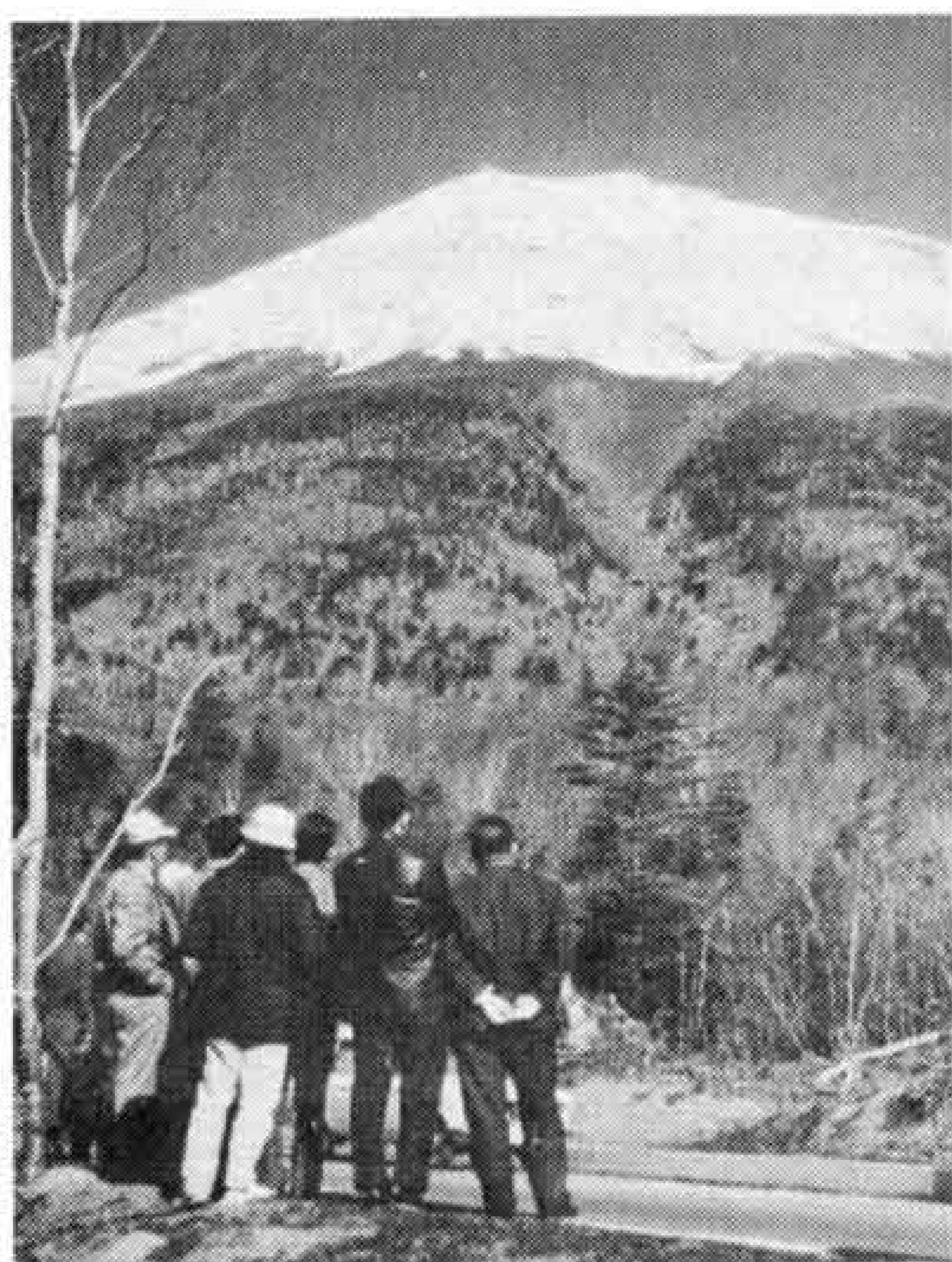
音による影響は、生活環境、個人差あるいは健康状態などによって大きく作用されます。

これを一口に言えば、45ホンで安眠を妨害され、60ホンで会話が妨害され、80ホンで聴力が損失する限界であるといわれています。また、120ホンは音として聞きとれる限界だといわれています。

こんど規制される基準は下表のとおりです。

時間の区分 区域の区分	昼 間 8時~18時	朝6時~8時 夕18時~22時	夜 間 22時~6時
第1種区域	50 ホン	45 ホン	40 ホン
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	55
第4種区域	70	65	60

*第2種区域、第3種区域、第4種区域にある学校、保育所、病院、図書館、老人ホームの敷地からおおむね50m以内の基準は、別表の数値からそれぞれ5ホンを引いた値です。



垂直地形を利用した 観光開発を

観光診断の報告会が、4月21日に吉原市民会館で開かれました。

この観光診断は、富士市の将来の針路を定めるために実施されたものです。調査は、市域の約25km²を占める80平方kmの原始林が主体の、表富士の開発をどうするか、愛鷹山および岩本山の開発はどうするか、今後の観光はどうあるべきか、などについて行なわれました。

今と昔

吉原湊と田子の浦港

吉原湊に橋がかけられたのは明治6年の秋でした。当時は交通機関としてはカゴか馬しかなかつたので、ほとんどの旅人は歩いていましたがつて、旅人は少しでも近道することを考えました。

このため、静岡県は「便道」という道

富士市の「観光診断」

診断によると、富士市は駿河湾から富士山八合目(3,421m)までの垂直的な珍しい地形をなしています。こうした立地条件から「バーチカル観光」(垂直観光帯)を主眼にした開発を行なつていくべきであるという結論が得られました。

バーチカル観光を行なう場合は、市域を4地帯にわけることがのぞれます。

海拔0mから500mまでの地域は、市街地、住宅地、農地などが大部分をしめ、都市計画公園、都市計画街路もこの範囲内を対象にしているので、「都市地域レクリエーション施設整備地帯」とします。

海拔500mから1,000mまでは森林地帯で、この地帯は都市との距離が近く、施設的にほとんど開発されていないので、自然林保護を基本とした「遊歩自然林地帯」とします。

海拔1,000mから2,500mまでは、スカイウェイ(表富士周遊道路)を中心、自然景観がよいので「自然保護地帯」とします。

海拔2,500m以上は傾斜も急になり、気象の変化も激しく、登山が対象になるので「登山地帯」とします。

これら4地帯に適した構想をたて、そ

れを推進していく必要があります。

そのなかで重要なことは道路網の整備です。各鉄道駅、田子の浦港、インターチェンジからスカイウェイを結ぶ「バーチカルウェイ」の建設が考えられます。

この道路網の整備とともに、各地帯に重点整備地区を設け、計画をたてる必要とされています。重点整備としてあげられているのは次の点です。

低地帯では、岩本山公園の整備拡張や富士川河岸公園の計画を。また、国道1号線に面した海岸と沼地を人工的に改良して、海水遊泳プールをつくる計画も必要とされています。

愛鷹山麓は、大滝の滝、キャンプ場あるいは広場を整備するとともに、動物の放養場設置があげられています。

スカイウェイとの関連では、御殿庭の整備、料金徴収所付近の休憩園地造成、腰切塚付近に休泊所の建設を考えいく必要があるとされています。

今回の観光診断は富士市を中心に行なわれましたが、観光開発は市が単独にやれるものではありません。国、県あるいは隣接市町と連携をとり、さらに詳細な検討を行なつていきます。

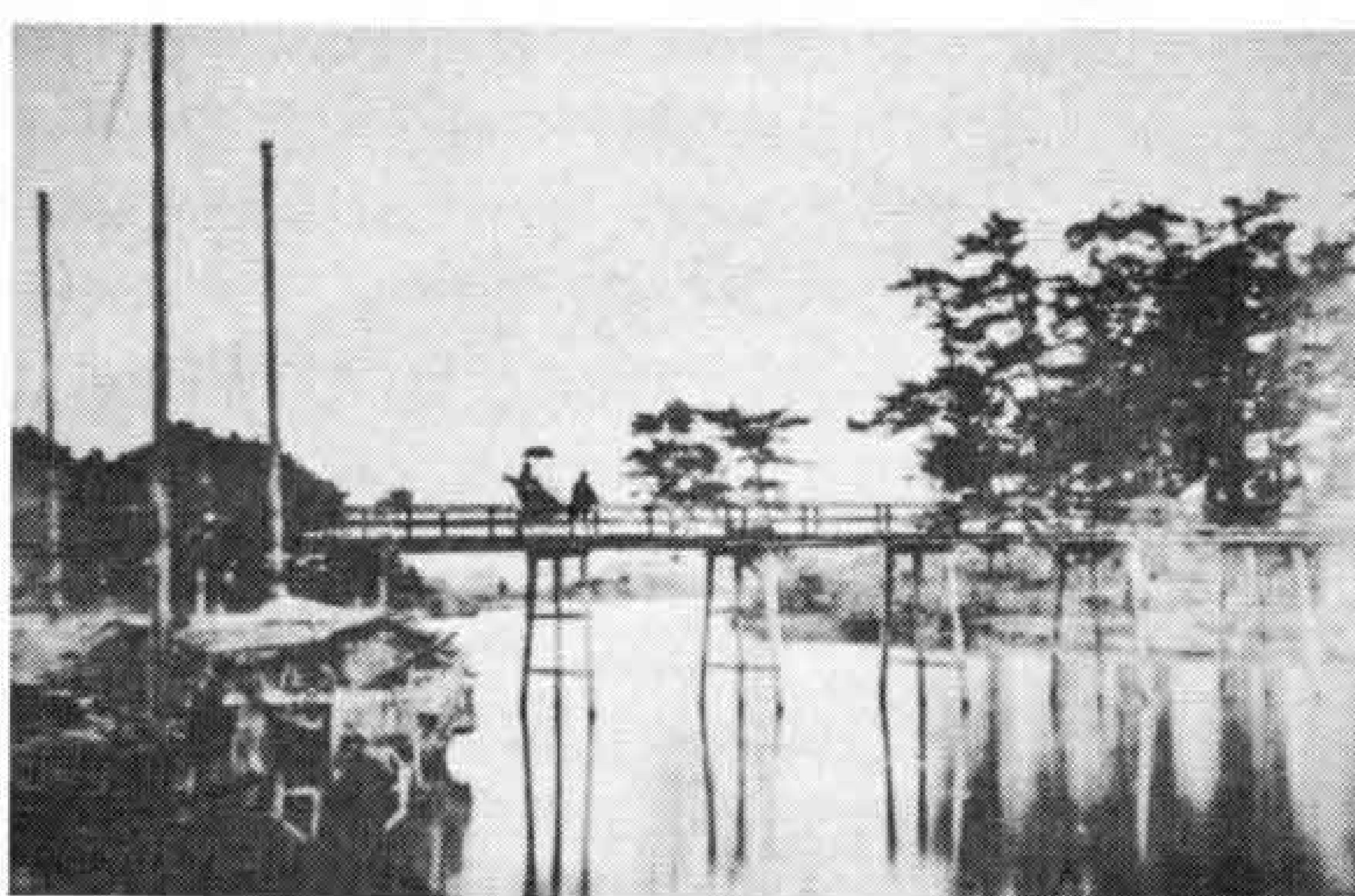
今と昔

2万トン級の外国船も出入りできるよう立派な港になりました。

この港を高波から守るため献身した野村一郎、長橋富作、伊達文三らの先人もさぞ驚いていることでしょう。

写真左は明治6年に吉原湊にかけられた橋。右は現在の田子の浦港。

(鈴木富男稿) =写真の転載を禁ず=



あしらせ



歌会始めのお題が
「花」に

…詠進は10月11日まで…

- 昭和45年歌会始のお題が「花」にきました。詠進の要領は次のとおりです
- 詠進歌は1人1首で未発表のもの。（1人で2首以上詠進した場合や新聞雑誌、年賀状などで発表した場合は失格になります）
- 用紙は半紙を使用し、毛筆で自分で書いたもの。（代筆は失格になります）
- 盲人、身体障害者は点字、代筆でも詠進できるが理由を書いた別紙を添える
- 書式は半紙を横に2つ折りにし、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（本名ふりがな）、生年月日、職業（具体的に）を書く。（主婦、無職、会社員などとだけ書いた場合は失格になります）
- 詠進の期間は9月1日から10月11日までです。
- あて先は「100 東京都千代田区1番1号 宮内庁」です。（封筒に詠進歌と書き添える）

市民文芸第5号を 発行

—市民文芸賞に鈴木重作さんら—

- 富士市民文芸の第5号が発刊されました。第5号に対する応募作品は全部で750点ありましたが、各部門ごとに次の人が市民文芸賞に選ばれました。
- 小説の部 鈴木重作（森島）
 - 隨筆の部 太田俊治（大和町）
 - 詩の部 堀江雪枝（富士岡本花守）
 - 短歌の部 鈴木久信（水の上）
 - 俳句の部 沢村啓介（下横割）
 - 川柳の部 増田ふさ子（平垣）

市民の木

くすのきの苗木を おわけします

緑の町づくりをしようと、昨年7月に市民の木「くすのき」と市民の花「ばら」を選定しました。この市民の木、市民の花を市内にイツパイにする運動をすすめています。本年度は春に「くすのき」を、秋に「ばら」を植樹します。

春期事業は、公共施設、会社、事業場

に「くすのき」の苗木を無料でおわけ、緑の町づくりを行ないます。交付の方法は次のように行ないますので、希望者は申し込みをしてください。

■樹齢と数量

4年生から5年生のくすのき約1,000本

■植樹の場所

公共施設、会社、事業場など（植栽と保育管理は管理者にお願いします）

■申込みの期間

昭和44年5月15日まで

■申込み先

市役所林政課（吉原事務所）

柏原保育園が完成

……収容人員は60人……

元吉原地区に待望の「柏原保育園」が近く完成します。

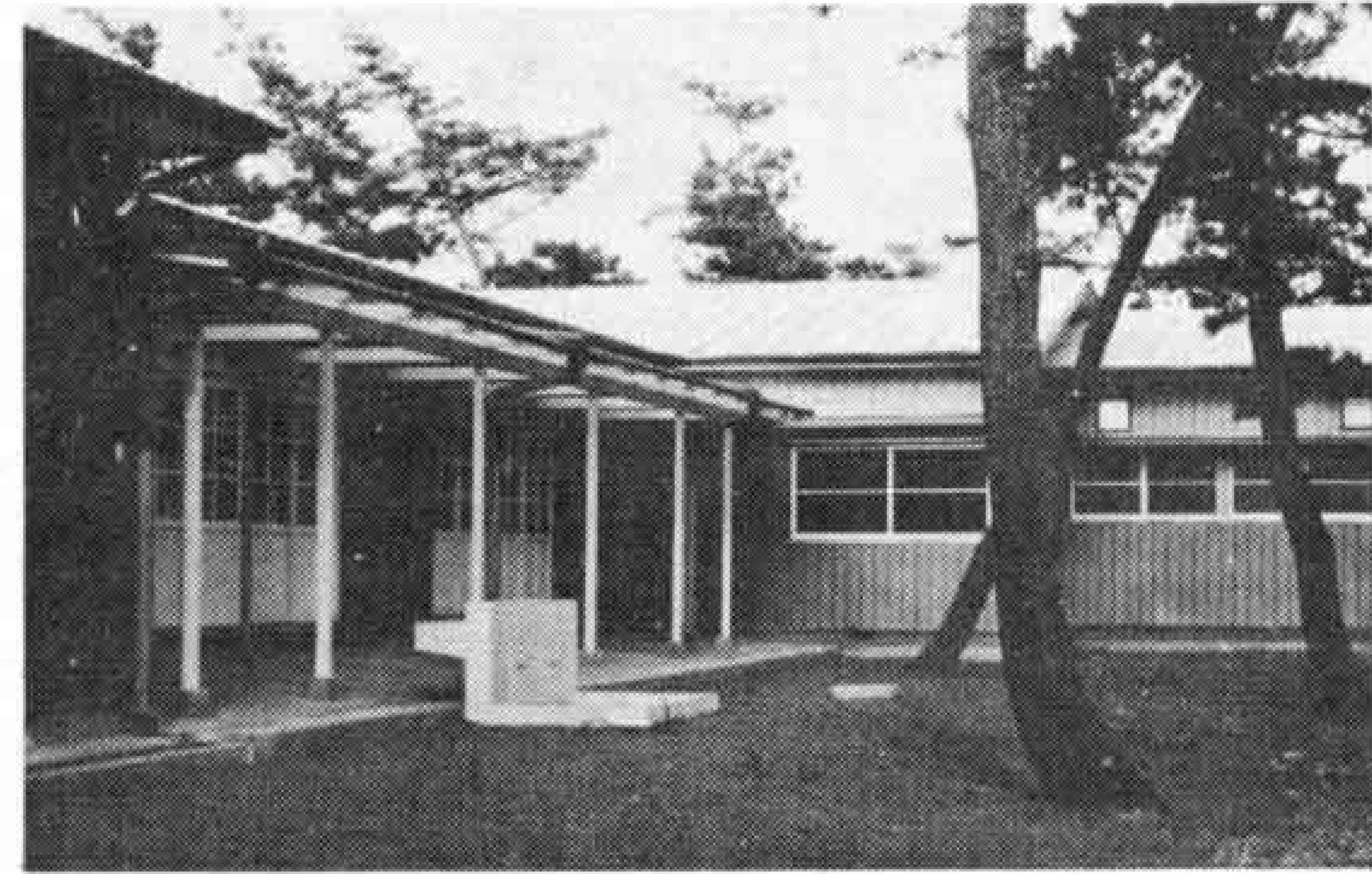
柏原保育園は、敷地面積が1,320平方㍍で、建築面積は345平方㍍です。施設は保育室が4室つくられるほか、給食室、遊戯室、事務室がつくられます。収容定員は60人です。工費は1,225万円ですが、このうち320万円は国民年金特別融資を受けました。

昭和43年度にはこのほか児童遊園地5カ所の建設に300万円の国民年金

特別融資を、第2清掃作業所とゴミ収集車購入に2,050万円の厚生年金還元融資を受けました。

なお、柏原保育園の完成によって市立保育園は15園で、収容人員は1,300人になりました。

<写真は完成した柏原保育園>



農事相談室を開設

—毎月第3金曜日

吉原市民会館で—

農地問題、農業経営などの問題が、農業の近代化とともに多くなっています。このため、市農政課では「農事相談室」を開設しましたので、相談ごとをおもちの人はおでかけください。

■相談の内容は

経営診断、融資相談、農地問題、青色申告など

■相談日は

毎月第3金曜日

■相談の場所は

吉原市民会館（都合により会場が変わることがあります）

■相談員は

市農政課担当職員

日本赤十字社員を 募集しています

赤十字運動が5月1日から全国いつせいに行なわれています。

日本赤十字社は、災害などがあれば病人や負傷者の救護活動を行なっています。こうした運動の資金はすべて「日赤社員」によつてまかねられています。

日本赤十字社では、今年も社員の募集を次のように行なっていますので、活動の主旨をよく理解して、ひとりでも多くの人がこの運動に加入してください。

なお、特別社員は年額300円以上の個人または法人。正社員は年額100円以上の個人です。加入を希望する人は日赤奉仕団（婦人会）のかたが各家庭へうかがいますのでお申し込みください。